

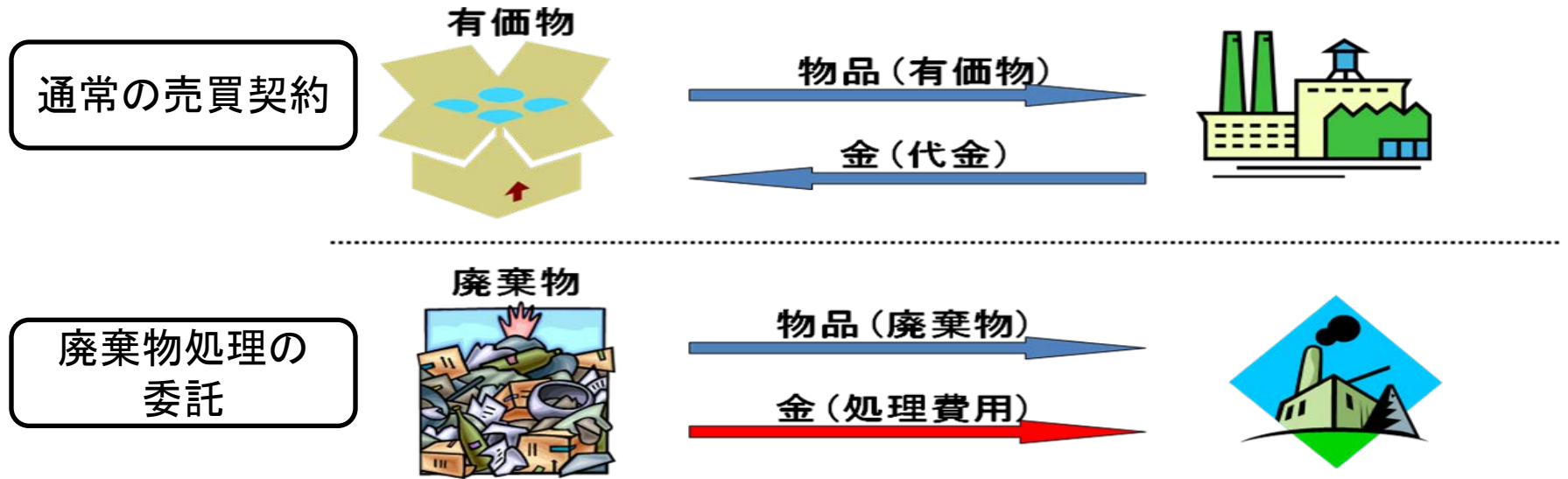
# 企業グループ内の自ら処理 についての考え方

平成26年11月20日

環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

# 廃棄物処理の考え方



廃棄物の処理の場合は、物品の流れと金の流れが同じ

→ 集めるだけで儲かってしまう

不適正処理、不法投棄の誘惑

廃棄物処理法による適正処理の確保が必要

例) 許可制度、処理基準、施設の構造基準、報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令、罰則等

# 不適正処理の実例

## 香川県豊島事案



### 【事案の概要】

- 香川県の豊島において、昭和50年代後半から平成2年まで、産業廃棄物許可業者が、有価物と称してシュレッダーダスト、廃油、汚泥等の産業廃棄物を大量に持ち込み不法投棄した事案。
- 投棄等規模: 約62万m<sup>3</sup>
- 平成15年12月、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画の環境大臣同意。現在、県が国からの補助を受けて行政代執行実施中(完了は平成34年度を予定)。
- 行政代執行に係る事業費(見込): 約521億円

## 青森・岩手県境事案



### 【事案の概要】

- 燃えがら・汚泥と樹皮を混合して製造した堆肥様物や、ごみ固形化物等が、青森県・岩手県に跨る事業場敷地内に不法投棄された事案。
- 投棄等規模: 約84.3万m<sup>3</sup>
- 平成16年1月、産廃特措法に基づき、廃棄物の全量撤去を基本とする両県の実施計画に環境大臣同意。両県が国からの補助を受けて行政代執行を実施し、平成25年12月に全量撤去完了。
- 行政代執行に係る事業費(見込): 約664億円

# 産業廃棄物処理業界の構造改革

## 産業廃棄物の構造的問題

廃棄物＝不要なもの

処理コスト負担の動機付けがない  
↓  
安かろう悪かろうの処理  
↓  
悪貨が良貨を駆逐  
(優良業者が市場の中で優位に立っていない)

不法投棄など不適正処理の横行  
↓  
産業廃棄物に対する国民の不信感の増大  
↓  
処理の破綻

環境負荷等の悪影響

構造を転換

累次の廃棄物処理法改正に基づく構造改革

- 排出事業者責任の徹底
  - ・マニフェスト制度の強化
  - ・原状回復命令の拡充
- 不適正処理対策
  - ・処理業者・施設の許可要件の強化
  - ・罰則強化  
(懲役5年、罰金3億円)
- 適正な処理施設の確保
  - ・廃棄物処理施設設置  
手続の強化・透明化
  - ・優良な施設整備の支援
  - ・公共関与による補完  
(廃棄物処理センター)

PPP(汚染者負担原則)に基づくあるべき姿

廃棄物＝処理するもの

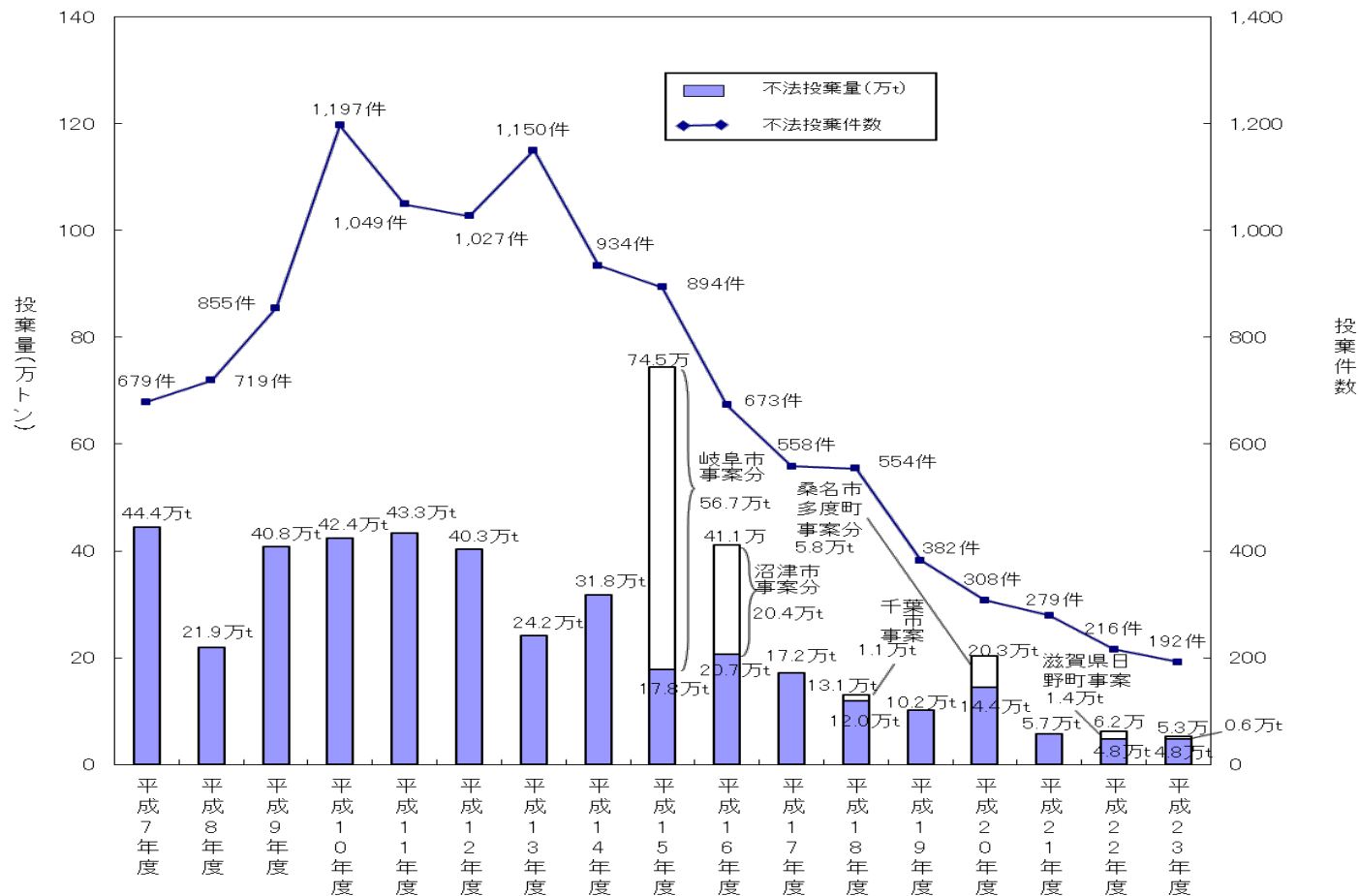
排出事業者責任の徹底

排出事業者が最後まで責任を持つ  
↓  
確実かつ適正な処理  
↓  
排出事業者が優良業者を選択  
(悪質業者が市場から淘汰される)

安全・安心できる適正処理の実現  
↓  
産業廃棄物に対する国民の信頼の回復  
↓  
循環型社会の構築

将来世代にわたる健康で文化的な生活の確保

# 不法投棄件数及び投棄量の推移(新規判明事案)



注)

1. 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。

2. 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。

上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉県事案については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

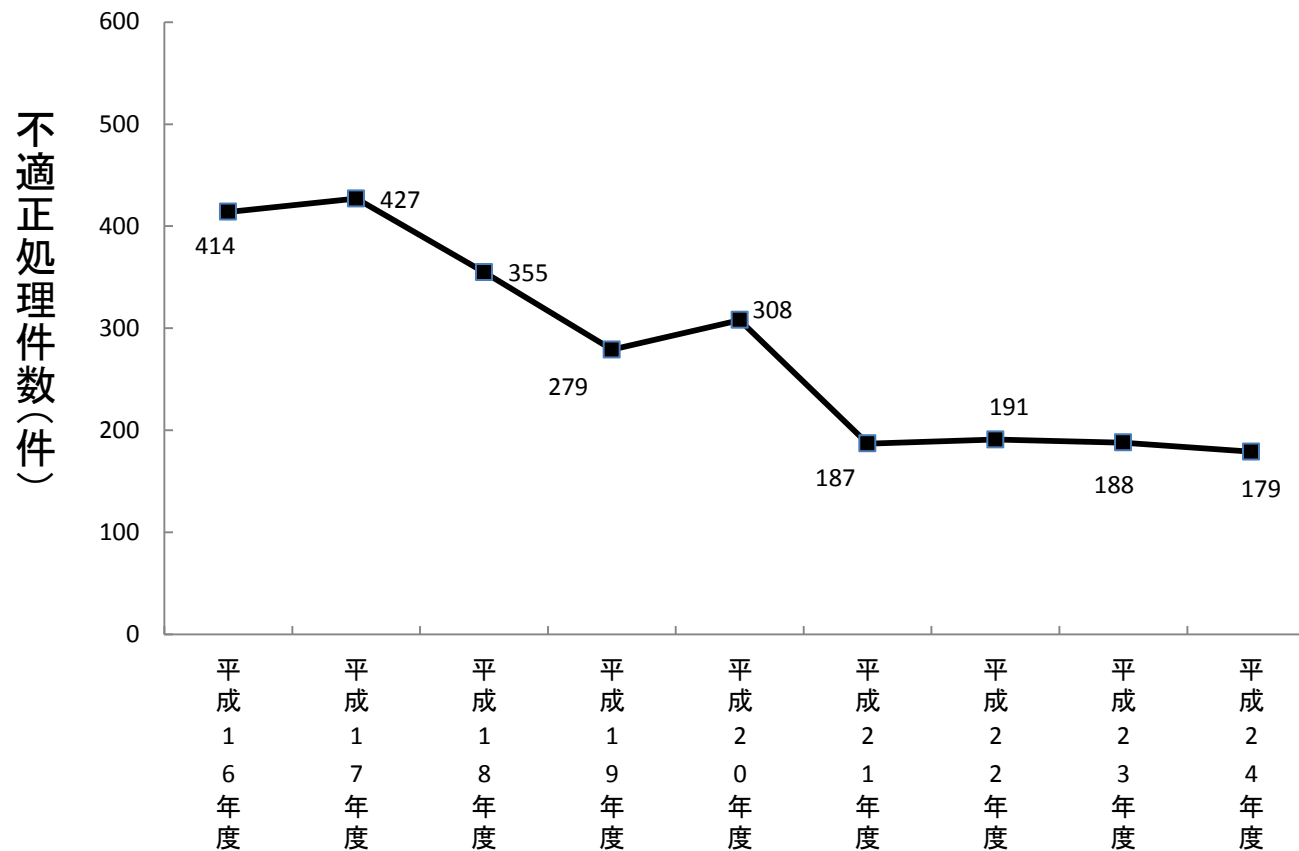
上記棒グラフ白抜き部分の平成22年度滋賀県日野町事案については、平成21年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

上記棒グラフ白抜き部分の平成23年度については、平成13年度に1件、平成21年度に1件、平成22年度に7件判明していたが、当該年度に報告されたもの。

3. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。

※ 量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

# 不適正処理件数の推移(新規判明事案)

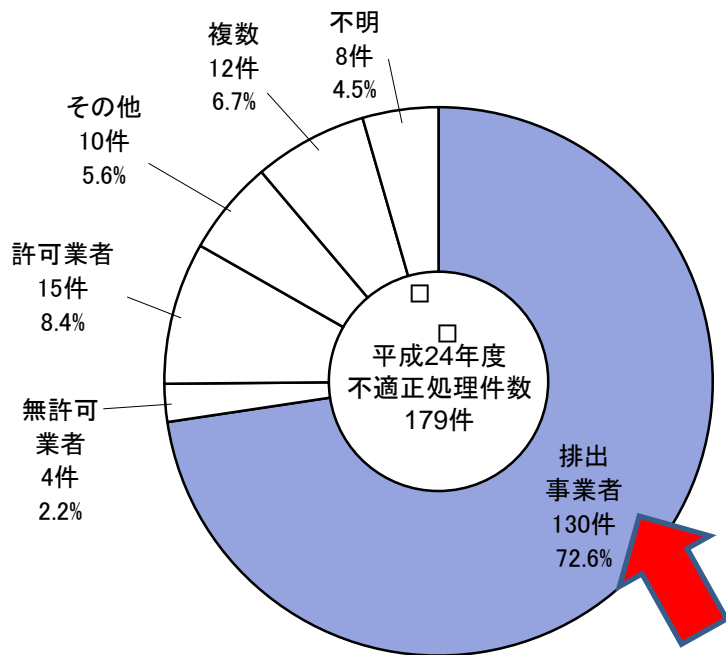


注)

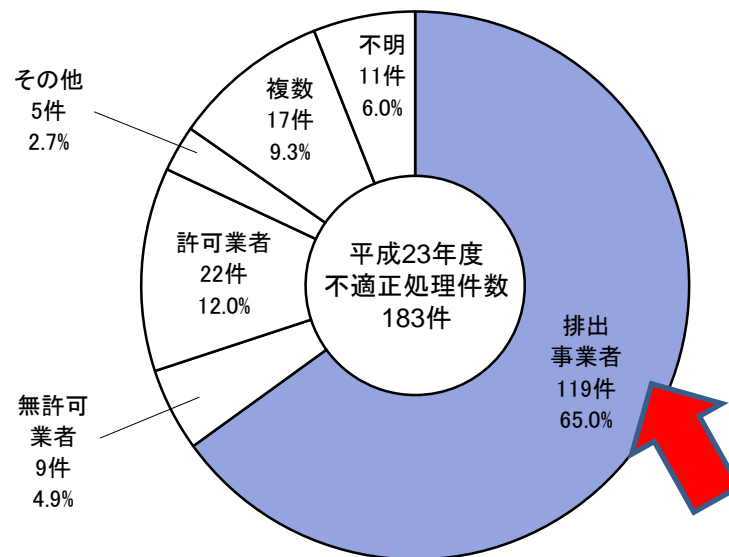
1. 不適正処理件数及び不適正処理量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。
  2. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
- ※ 量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

# 不適正処理実行者の内訳(新規判明事案)

- 排出事業者が不適正処理実行者である場合が、不適正処理件数では約73%と最多
- 排出事業者による不適正処理の件数を減らしていくことが今後の課題



平成24年度



平成23年度

# 今回の御要望に対する当省の基本的考え方①

## 御要望事項

企業グループにおける産業廃棄物の処理について、一定の場合には自ら処理とみなし、処理業の許可を不要としていただきたい。

## 主な懸念事項

1. 親会社と連結子会社や持分法適用会社といえども、各企業は別個の法人主体であり、その目的及び業務内容等も当然のことながら異なっている。仮に、親会社と連結子会社や持分法適用会社間において他者の排出した産業廃棄物を処理するに当たり業の許可を不要とすると、悪意ある親会社が、子会社に廃棄物の不法投棄を行わせ、自らの関与を否定し、責任を逃れるなど、制度が悪用されることが予想される。このため、結果として産業廃棄物の不適正処理の温床となるおそれがある。
2. また、違法行為等に対する行政処分等は、各法人ごとに行うものであり、各事業ごとに行うものではないが、仮にグループ企業の事業を一体としてみなした際に不適正処理が生じた場合、監督行政庁は、グループ企業内のいかなる法人に対し、行政処分等を行うべきか外形的に判断がつかないおそれがある。



# 今回の御要望に対する当省の基本的考え方②

## 当省の考え方

1. 排出事業者責任の徹底という観点からは、今回の御要望に関し、企業グループ内における取引の実態を踏まえ、
  - ① 当該企業グループ全体で排出事業者責任を共有することが制度的に担保できること
  - ② 企業グループ内外の廃棄物の区別の明確化を制度的に担保できることの2つの要件が満たされる必要がある。
2. これら2つの要件が満たされるのであれば、今回の御要望に対してどのような制度的対応が可能か、個別具体的な事例に即して、関係者とも議論の上、検討を進めてまいりたい。

# (参考1) 企業グループ内の自ら処理に係る主な検討課題

## 排出事業者責任の企業グループ内での共有

- 子会社が不適正処理を行った際に、親会社やその役員も責任を負うような、連帯責任を負わせる制度を構築することが必要。
- このような責任関係が明確に担保できない場合は、処理責任の所在が不明確になり、都道府県等による指導監督や取締りに支障を来すおそれ。

## 企業グループ内外の廃棄物の区別の明確化の担保

- 例えば、子会社は親会社の産業廃棄物のみを受け入れるとする場合であっても、当該子会社が受け入れている産業廃棄物が親会社由来のものか、全く関係のない他社由来のものかについて、明確に区分できる制度的担保が必要。
- このような制度的担保ができない場合、「自ら処理」の名を借りた不適正処理に対する都道府県等による指導監督や取締りに支障を来すおそれ。

# (参考2) 建設工事に伴い生ずる廃棄物に関する廃棄物処理法改正 (排出事業者責任の徹底のための制度改革の事例)

## 建設工事例

- 建設工事が数次の請負によって行われる場合には、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物について実際に排出した事業者を特定することは困難な場合もあり、**その処理責任の所在が曖昧になりやすい**という構造。
- このため、都道府県知事等が行政処分を行う相手方が不明確となり、このような廃棄物の適正処理を確保するための措置を適切に執行することができないという問題が生じ、これが、建設工事に伴い生ずる廃棄物の不適正処理の1つの要因になっていた。

平成22年廃棄物処理法改正

## 処理責任の所在の明確化

- 建設工事に伴い生ずる廃棄物については、**元請業者が、事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととし、当該廃棄物の処理についての廃棄物処理法の規定のうち、排出事業者に係る規定の適用については、元請業者を事業者とすることとした**(廃棄物処理法第21条の3第1項)。

## ■ 建設工事例

